

伊那市防災会議 関係資料

伊那市地域防災計画 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

ページ	旧	新	摘 要
	輸送道路	<u>輸送路</u>	県地域防災計画にあわせて修正
	新型コロナウイルス	<u>削除</u>	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけに伴う修正
	土砂災害危険箇所	<u>土砂災害警戒区域等</u>	国土交通省通知により削除
	協力を得て	<u>連携し</u>	文言の修正
	外国籍住民	<u>外国人住民</u>	文言の修正
総則―2	(第1節) 1～5 略 <u>6 (新設)</u>	(第1節) 1～5 略 <u>6 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた取り組み等</u> <u>長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、県の地震対策を総点検し、5つの重点項目と10のアクションを中心に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。</u> <u>このため、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、5つの重点項目である、</u> <u>1 2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。</u> <u>2 自助・共助・公助、すべての面で初動対応のレベルアップを図る。</u> <u>3 すべての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の“質”の更なる改善を図る。</u> <u>4 平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。</u> <u>5 プラン全体を通して、高齢者・障害者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。</u> <u>を踏まえ、地震防災対策の推進を図るものとする。</u>	長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた地震防災対策を実施する旨を追記

ページ	旧	新	摘 要
総則― 4	(第 2 節) 1 略 (1) 周到かつ十分な災害予防 ア 略 イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。 (ア)～(カ) 略 (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、すべての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。 (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 ア 災害応急段階における基本方針は以下のとおりである。 (ア) 略 (イ) <u>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年令、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</u> イ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、（略） (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス等の感染症対策の観点を取り入れた</u>防災対策を推進する。	(第 2 節) 1 略 (1) 周到かつ十分な災害予防 ア 略 イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。 (ア)～(カ) 略 (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、すべての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に<u>安全確保</u>できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。 (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 ア 災害応急段階における基本方針は以下の通りである。 (ア) 略 (イ) 高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）<u>の多様なニーズに十分配慮し、要配慮者を支援するように努める。また男女にニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> イ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動<u>や福祉的な支援</u>を行うとともに、（略） (ケ) 新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も</u>踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	文言の修正 防災基本計画にあわせて修正

ページ

(第 3 節)

第 1 略

第 2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
□□□市	(1) 市防災会議にすること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧にすること。 (3) 消防、水防その他の応急措置にすること。 (4) 通信施設の確保及び整備にすること。 (5) 災害に関する予警報の伝達並びに指示及び命令にすること。 (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査にすること。 (7) 被災者に対する救助及び救護措置にすること。 (8) 救助物資及び災害対策用資材の備蓄、調達、整備にすること。 (9) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策にすること。 (10) 災害復旧にすること。 (11) 公共的団体の指導及び自主防災組織の育成指導にすること。 (12) その他、市の所掌事務についての防災対策にすること。

2 上伊那広域消防本部

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
上伊那広域消防本部	(1) 防災に関する教育、普及及び訓練にすること。 (2) 災害の防除、警戒及び鎮圧にすること。 (3) 消防、水防その他応急措置にすること。 (4) 防災資材の備蓄、整備にすること。 (5) 避難及び救助にすること。 (6) 傷病者の救急搬送にすること。 (7) 災害に関する情報の伝達及び被害調査にすること。 (8) 緊急消防援助隊にすること。

3 略

4 伊那警察署

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊那警察署	(1) 災害時の治安、交通、通信等警察業務にすること。 (2) 情報の収集、伝達及び広報活動の実施にすること。 (3) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、緊急輸送路の確保にすること。 (4) 行方不明者、死体の捜索及び検視にすること。 (5) 広域緊急援助隊にすること。

5 陸上自衛隊

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動にすること。
第 13 普通科連隊	(2) 災害時における応急復旧活動にすること。

(第 3 節)

第 1 略

第 2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
□□□市	(1) 市防災会議にすること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧にすること。 (3) 消防、水防その他の応急措置にすること。 (4) 通信施設の確保及び整備にすること。 (5) 災害に関する予警報の伝達並びに指示等に関するすること。 (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査にすること。 (7) 被災者に対する救助及び救護措置にすること。 (8) 救助物資及び災害対策用資材の備蓄、調達、管理、配送に関するすること。 (9) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策にすること。 (10) 災害復旧にすること。 (11) 公共的団体の指導及び自主防災組織の育成指導にすること。 (12) その他、市の所掌事務についての防災・防犯対策に関するすること。

2 上伊那広域消防本部

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
上伊那広域消防本部	(1) 防災に関する教育、普及及び訓練にすること。 (2) 災害の防除、警戒及び鎮圧にすること。 (3) 消防、水防その他応急措置にすること。 (4) 防災資材の備蓄、整備にすること。 (5) 避難及び救助にすること。 (6) 傷病者の救急搬送にすること。 (7) 災害に関する情報の伝達及び被害調査にすること。 (8) 緊急消防援助隊にすること。

3 略

4 伊那警察署

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊那警察署	(1) 災害時の治安、交通、通信等警察業務にすること。 (2) 情報の収集、伝達及び広報活動の実施にすること。 (3) 避難、輸送等に関する緊急交通路の確保にすること。 (4) 行方不明者、死体の捜索及び検視にすること。 (5) 広域緊急援助隊にすること。

5 陸上自衛隊

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動にすること。
第 13 普通科連隊	(2) 災害時における応急復旧活動にすること。

脱字の修正

県地域防災計画にあわせて追記

総則― 7. 8. 9

ページ	旧	新	摘 要
総則―17	(第4節) 1～5 略 6 災害の履歴 (1)～(3) 略 (4) 地 震 伊那地方における大地震の記録はまれであるが、昭和54年8月、東海地震の地震防災対策強化地域に指定された。 また、平成26年3月に南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定された。 糸魚川―静岡構造線断層帯、境峠・神谷断層帯等は、今後の発生確率が高く、直下型地震への体制の強化が必要である。 <u>被害を最小限に食い止めるため、实际的な防火施策の推進に努め、住民一人ひとりが互いに協力し、家庭や地域に防災に取り組む必要がある。</u>	(第4節) 1～5 略 6 災害の履歴 (1)～(3) 略 (4) 地 震 伊那地方における大地震の記録はまれであるが、昭和54年8月、東海地震の地震防災対策強化地域に指定された。 また、平成26年3月に南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定された。 糸魚川―静岡構造線断層帯、境峠・神谷断層帯等は、今後の発生確率が高く、直下型地震への体制の強化が必要である。 被害を最小限に食い止めるため、<u>実践的な防災対策に</u> <u>取り組み、個人・家族の対策（自助）、地域住民の助け</u> <u>合い（共助）を推進する必要がある。</u>	文言の修正
総則―19	(6) 住民意識の変化 住民意識及び生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティや自主防災活動を強化し、多くの市住民参加による定期的な防災訓練と防災意識の向上に取り組む。	(6) 住民意識の変化 住民意識及び生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ活動の延長に防災活動があることを意識し、多くの市民参加による定期的な防災訓練と防災意識の向上に取り組む。	文言の修正

ページ	旧	新	摘 要
計画―4	(第1節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～2 略 3 地震に強いまちづくり (1) 地震に強い都市構造の形成 ア～エ 略 オ <u>(新設)</u>	(第1節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～2 略 3 地震に強いまちづくり (1) 地震に強い都市構造の形成 ア～エ 略 オ <u>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備, 災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用を円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	県地域防災計画にあわせて修正
計画-12	(第3節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 略 2 県内外消防本部間の消防相互応援体制 (1)～(2) 略 (3) 県と連携し、消防相互応援に対する実践的な教育訓練を行う。 3 県外の市・区との相互応援協定 (1)～(2) 略 (3) <u>(新設)</u>	(第3節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 略 2 県内外消防本部間の消防相互応援体制 (1)～(2) 略 (3) 県と連携し、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、</u>消防相互応援に対する実践的な教育訓練を行う。 3 県外の市・区との相互応援協定 (1)～(2) 略 (3) <u>下呂市(相互応援協定)</u>	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
計画—13	(第3節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～5 略 6 (略) この協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 7 応援職員の受入れ体制の整備 (1)～(2) 略 (3) <u>(新設)</u> (3) 訓練等を通じて、応援対策職員派遣制度を活用した応援職員雄受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。	(第3節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～5 略 6 (略) この協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員<u>の選定、職員が自活できるような資材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</u> 7 応援職員の受入れ体制の整備 (1)～(2) 略 <u>(3) 応援職員等が宿泊場所を確保することが困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <u>(4) 訓練等を通じて、応援対策職員派遣制度を活用した応援職員を受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。</u>	県地域防災計画にあわせて修正
計画-14	(第14節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 第1 情報収集・連絡体制の整備 1～5 略 6 7 <u>(新設)</u> <u>7</u> 情報収集・情報伝達体制を強化するため、(略) <u>8</u> 雨量情報、土砂災害警戒情報、県河川情報 (略) <u>9</u> 災害バイク隊を設置し、機動性、迅速性の (略)	(第14節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 第1 情報収集・連絡体制の整備 1～6 略 7 <u>国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム (SOBO-WEB) に集約できるように努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u> <u>8</u> 情報収集・情報伝達体制を強化するため、(略) <u>9</u> 雨量情報、土砂災害警戒情報、県河川情報 (略) <u>10</u> 災害バイク隊を設置し、機動性、迅速性の (略)	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
計画-15	(第14節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 第1～第2 略 第3 通信手段の整備 (1)～(4) 略 (5) (新設) (5)衛星携帯電話、<u>MCA移動無線、公共LTE (PS-LTE)</u> の移動系の応急対策機器の整備を図る (6)NTT当の電気通信事業者により、提供 (略) (7)J-ALERTを活用して、対処に時間的な余裕がない大規模自然災害等の情報を住民に早期に伝達する<u>体制を構築する。</u>	(第14節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 第1～第2 略 第3 通信手段の整備 (1)～(4) 略 <u>(5)通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</u> <u>(6)衛星携帯電話、I P無線、公共安全モバイルシステム等</u>の移動系の応急対策機器の整備を図る<u>ものとする。</u> (7)NTT等の電気通信事業者により、提供 (略) (8)J-ALERTを活用して、対処に時間的な余裕がない大規模災害等の<u>発生</u>情報を住民に伝達する<u>ため、J-A L E R Tと連携する伝達手段の多重化を推進する。</u>	県地域防災計画にあわせて修正
計画—16	(第5節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 広報システムの整備 災害に関する情報及び被災者に関する生活情報を迅速かつ生活に提供するため、多様な広報システムの整備を促進する。 (1)～(7) 略 (8) <u>(新設)</u> 2 住民への広報手段の周知 (1) 災害発生直後は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、地域安心安全メール等により情報を入手するよう住民に対し周知徹底を図る。	(第5節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 広報システムの整備 災害に関する情報及び被災者に関する生活情報を迅速かつ生活に提供するため、多様な広報システムの整備を促進する。 (1)～(7) 略 (8)<u>伊那市防災アプリの活用</u> 2 住民への広報手段の周知 (1) 災害発生直後は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、<u>伊那市防災アプリ</u>、地域安心安全メール等により情報を入手するよう住民に対し周知徹底を図る。	実態にあわせて追記

ページ	旧	新	摘 要
計画-18	(第6節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 救助・救急用資材の整備 (1)～(3) 略 <u>(4) (新設)</u>	(第6節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 救助・救急用資材の整備 (1)～(3) 略 <u>(4) 大規模地震など、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械、資材の整備促進に努めるものとする。</u>	県地域防災計画にあわせて修正
計画-21	(第7節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 第1 予防消防の強化充実 1 消防力の強化 (1) 略 (2) 発災初期において、地域に密着して重要な役割をはたす消防団員を確保するため、消防団活性化総合整備事業等を活用し消防団の施設、整備の充実及び啓発活動による青年層、女性層の加入を図り消防団の活性化を推進する。 <u>また、消防団の再変異による、消防体制の推進を図る。</u>	(第7節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 第1 予防消防の強化充実 1 消防力の強化 (1) 略 (2) 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層を始めとした団員の入団促進を図るものとする。また地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。 <u>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</u>	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
計画—30	(第8節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～2 略 3 要配慮者・避難行動要支援者対策 (1) 略 (2) 避難行動要支援者名簿の作成 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため避難行動支援者名簿を作成する。 ア～キ 略 ク 災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者避難を適時適切に発令するとともに、避難行動要支援者の個々の態様に配慮し、防災無線や広報車、地域安心安全メール、伊那ケーブルテレビジョン、いなあいネット、ソーシャルネットワークサービス(SNS)、ラジオ、テレビ放送等の活用など、複数の手段による情報伝達を行う。(略)	(第8節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～2 略 3 要配慮者・避難行動要支援者対策 (1) 略 (2) 避難行動要支援者名簿の作成 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため避難行動支援者名簿を作成する。 ア～キ 略 ク 災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者避難を適時適切に発令するとともに、避難行動要支援者の個々の態様に配慮し、防災無線や広報車、<u>伊那市防災アプリ</u>、地域安心安全メール、伊那ケーブルテレビジョン、いなあいネット、ソーシャルネットワークサービス(SNS)、ラジオ、テレビ放送等の活用など、複数の手段による情報伝達を行う。(略)	実態にあわせて修正
計画—31	(第8節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～2 略 3 要配慮者・避難行動要支援者対策 (1)～(5) 略 (6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は、必要に応じて災害の発生に備え、避難行動支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。 (7) 個別避難計画作成の努力	(第8章) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～2 略 3 要配慮者・避難行動要支援者対策 (1)～(5) 略 (6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 <u>プライバシーの保護に十分配慮しつつ</u>、必要に応じて災害の発生に備え、避難行動支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。<u>なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。</u> (7) 個別避難計画作成の努力	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
計画—31	防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努める。また個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度や想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成するよう努める。 (8)～(9) 略 (10) <u>(新設)</u> (10) 地区防災計画との調整 (11) 防災教育及び防災訓練の実施 (12) 情報連絡手段の整備 (13) 安全機器の普及促進 (14) 避難施設対策 (15) 市の応援体制・受援体制の整備	防災担当部局や福祉担当部局など関係部局に連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努める。 <u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u> <u>(中略)</u> なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成するよう努める。 <u>加えて、被災者支援業務の迅速化、効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (8)～(9) 略 (10) <u>災害時住民支え合いマップとの連携</u> <u>災害時住民支え合いマップに取り組む地区においては、対象者本人同意のもと個別避難計画の情報を地区と共有し、漏れない声かけ・支援体制を構築するとともに、地域全体で見守りをする事で、支援等関係者の負担軽減を図る。</u> (11) 地区防災計画との調整 (12) 防災教育及び防災訓練の実施 (13) 情報連絡手段の整備 (14) 安全機器の普及促進 (15) 避難施設対策 (16) 市の応援体制・受援体制の整備	県地域防災計画にあわせて修正 市独自で修正
計画-38	(第9節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～6 略 7 防災教育の実施 (1)～(5) 略 (6) <u>(新設)</u>	(第9節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～6 略 7 防災教育の実施 (1)～(5) 略 <u>(6)地域のつながりによる被災者支援の意識を醸成する教育</u>	市独自で修正

ページ	旧	新	摘 要
計画-39	(第10節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 緊急輸送路確保計画 (1) 緊急輸送路の確保 ア 略 イ 県が指定する緊急交通路を補完し、市役所庁舎、指定緊急避難場所及び指定避難所、災害拠点病院、備蓄倉庫等の連結をする緊急輸送路を定める。	(第10節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 緊急輸送路の確保 ア 略 イ 県が指定する緊急交通路を補完し、市役所庁舎、指定緊急避難場所及び指定避難所、災害拠点病院、備蓄倉庫等の連結をする緊急輸送路を定め、<u>重要施設間の交通を確保する。これには地盤改良舗装強化、道路構造物の耐震補強等を含む。</u>	市の方針にあわせて修正
計画-46. 47	(第12節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～8 略 9 指定避難場所及び指定避難所の整備 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 ア 次の事項を重視して、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。 (ア)～(エ) 略 (オ) <u>(新設)</u> イ～ク 略 (2) 設備・機器の整備 ア 指定避難所に指定された施設は、避難生活の環境を保つため、冷暖房、換気、照明等の設備整備を図る。	(第12節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～8 略 9 指定避難場所及び指定避難所の整備 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 ア 次の事項を重視して、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。 (ア)～(エ) 略 <u>(オ) 要配慮者専用等、支援を集約した避難所に設置</u> イ～ク 略 (2) 設備・機器の整備 ア 指定避難所に指定した施設については、<u>良好な生活環境を確保知るために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するように努めるものとする。また必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u>	市独自で修正

ページ	旧	新	摘 要
計画—49. 50	(第13節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 避難誘導体制の確立 (1) 略 (2) 避難行動要支援者対策 市は平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、(中略) <u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者(略)</u> (3) 在宅避難者の支援 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所で炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親類宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。 (4) 避難行動要支援者以外の状況把握 民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの<u>必要がある者の把握</u>に努める。	(第13節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 避難誘導体制の確立 (1) 略 (2) 避難行動要支援者対策 市は平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、(中略) <u>必要に応じて避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者(略) また、個別避難計画について、対象者本人の同意を得たうえで災害時住民支え合いマップ等地域での取り組みに反映し、平時からの見守り及び災害時の支援対策に活用する。</u> (3) 在宅避難者の支援 <u>ア 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実績に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲についてあらかじめ検討するよう努めるものとする。</u> <u>イ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>ウ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> (4) 避難行動要支援者以外の<u>要配慮者</u>の状況把握 民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外<u>の要支援</u>についても <u>所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況</u>把握に努めるものとする。	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
計画—49. 50	(5) 略 (6) <u>(新設)</u> (6) 感染症対策 ア～イ 略 ウ 自宅療養者等の避難の確保を図る為、市は、突発災害時のも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努める。県は、事前に風水害などが予想される場合には、(略) (7) 事前周知活動 (8) 住民が実施する計画	る。<u>なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の告白を強制しないよう十分注意するものとする。</u> (5) 略 (6) <u>家庭動物等対策</u> <u>家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。</u> (7) 感染症対策 ア～イ 略 <u>ウ (削除)</u> <u>(8) 事前周知活動</u> <u>(9) 住民が実施する計画</u>	
計画-54	(第14節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～5 略 6 備蓄 (1) 孤立が予想される地域に、食料品、生活必需品等を分散配置して備蓄する。 (2) 孤立が予想される地域の住民は、平時から食料品、生活必需品等の備蓄を図る。 (3) 孤立が予想される地域の観光・宿泊施設及び不特定多数の人が滞在する施設等は、滞在者の生活を確保するため、その規模に応じた備蓄を行う。	(第14節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～5 略 6 備蓄 (1) 孤立が予想される地域の住民は、平時から<u>最低1週間分の</u>食料品、生活必需品等<u>を備蓄する</u>。 (2) 孤立が予想される地域の観光・宿泊施設及び不特定多数の人が滞在する施設等は、滞在者の生活を確保するため、その規模に応じた備蓄を行う。 (3) 孤立が予想される地域に、食料品、生活必需品等を分散配置して備蓄する。	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
計画—55、56	(第15節) 基本方針 略 主な取り組み - 略 - 円滑な食料・生活必需品等の供給を行うため、供給体制を整える。 - 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄する (略) <u>(新設)</u> 計画の内容 第1 給水体制の整備 - 飲料水当の調達体制の整備 (1)～(4) 略 (5) (新設) 第2 食料品の備蓄 - 食料等の備蓄の確保 (1)食料は、人口の5%の2食分、約7,000食分を目安に、アルファーマ、乾パン、缶詰、レトルト食料、カップ麺等の調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に備蓄する。また、高齢者用の食料及び粉ミルク・ほ乳瓶等の備蓄を行う。 (2)～(7) 略 (8)飲料水の備蓄 第3 生活必需品等の確保 - 生活必需品等の備蓄の確保 (1)避難生活で直ちに必要となる毛布等は、人口の5%分を確保し、医薬品、要介護者用の介護機器類等の備蓄を推進する。 - 生活必需品等の供給 (1)救援物資等の集積場所は、「資料23災害時ヘリポート、資料24物資拠点一覧表」を基準に選定する。	(第15節) 基本方針 略 主な取り組み - 略 <u>(削除)</u> - 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄する (略) <u>交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> 計画の内容 第1 給水体制の整備 - 飲料水等の調達体制の整備 (1)～(4) 略 <u>(5)住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害の提供協力の促進に努めるものとする。</u> 第2 食料品等の確保 - 食料・飲料水品等の備蓄の確保 (1)食料は、人口の5%の2食分、約7,000食分を目安とするが、<u>長野県地震防災対策強化アクションプランを参考に、最大の避難者数を考慮し、</u>アルファーマ、乾パン、缶詰、レトルト食品、(略) (2)～(7) 略 (8) <u>(削除)</u> 第3 生活必需品等の確保 - 生活必需品等の備蓄の確保 (1)避難生活で直ちに必要となる毛布等は、人口の5%分<u>また、長野県地震防災対策強化アクションプランを参考に、最大の避難者数を考慮した数を確保する。</u>また、医薬品、要介護者用の介護機器類等の備蓄を推進する。 - 生活必需品等の供給 (1)救援物資等の集積場所は、<u>伊那市受援計画に基づき市民体育館とするが、被災状況に応じ、「資料23災害時ヘリポート、資料24物資拠点一覧表」等も参考に</u>選定する。	県地域防災計画にあわせて修正 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた地震防災対策を実施する旨を追記

ページ	旧	新	摘 要																				
計画—57	(新設)	<u>参考：備蓄計画</u> <u>1 「長野県地震防災対策強化アクションプラン」のアクションとして、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」が示されたため、備蓄計画を作成。</u> <u>2 「長野県地震防災対策強化アクションプラン」備蓄必要数量</u> <u>・最大想定避難者数の災害（伊那谷断層帯）</u> <u>・第3次地震想定時の人口（71,090人）</u> <u>・最大想定避難所避難者数（8,250人）</u> <table><tr><th>品目</th><th>備蓄目安数量</th></tr><tr><td>食料（食）</td><td>20,596</td></tr><tr><td>飲料水（500ml □本）</td><td>41,192</td></tr><tr><td>粉ミルク（g）</td><td>5,293</td></tr><tr><td>こども用おむつ（枚）</td><td>918</td></tr><tr><td>大人用おむつ（枚）</td><td>229</td></tr><tr><td>携帯トイレ・簡易トイレ（個）</td><td>7,437</td></tr><tr><td>トイレットペーパー（巻）</td><td>1,030</td></tr><tr><td>生理用品（枚）</td><td>1,231</td></tr><tr><td>毛布（枚）</td><td>3,814</td></tr></table> <u>※必要量については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」</u> <u>第4条（標準品目等の必要量）より試算</u>	品目	備蓄目安数量	食料（食）	20,596	飲料水（500ml □本）	41,192	粉ミルク（g）	5,293	こども用おむつ（枚）	918	大人用おむつ（枚）	229	携帯トイレ・簡易トイレ（個）	7,437	トイレットペーパー（巻）	1,030	生理用品（枚）	1,231	毛布（枚）	3,814	長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた地震防災対策を実施する旨を追記
		品目	備蓄目安数量																				
食料（食）	20,596																						
飲料水（500ml □本）	41,192																						
粉ミルク（g）	5,293																						
こども用おむつ（枚）	918																						
大人用おむつ（枚）	229																						
携帯トイレ・簡易トイレ（個）	7,437																						
トイレットペーパー（巻）	1,030																						
生理用品（枚）	1,231																						
毛布（枚）	3,814																						

ページ	旧	新	摘 要
計画-61	(第18節) 基本方針 <u>災害による上水道施設の被害軽減と断水・減水の防止を図るため、上下水道施設の災害予防措置を講じる。</u> 主な取り組み 1 <u>管路の耐震化、老朽管の布設替及び耐震性機材の採用により、整備を推進する。</u> 2 <u>配水系統の相互連絡ブロック化を図る。</u> 3 <u>水道事業者相互の緊急連絡管の整備を促進する。</u> 4 略 5 <u>水道管路図等の整備を行う。</u> 計画の内容 1 水道施設の機能確保 (1) 略 (2) 導・送・配水管路の敷設替時に、耐震性、安全性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用を推進し、管路の強化を図る。 (3) <u>(新設)</u> (3) 災害時に速やかな復旧活動を行うため。水道管路図等の整備を実施する。 2 給水装置の耐震性・安全性の向上の促進 <u>使用者及び所有者の管理する給水装置は、使用者及び所有者が耐震性・安全性の向上を行うものであり、広報等を通じて必要性を啓発し、給水装置の新設・改良時には、設計基準等による指導を行う。</u>	(第18節) 基本方針 <u>水道施設・整備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実にを図る。</u> 主な取り組み 1 <u>配水池などの水道施設の更新を計画的に実施し、耐震化、耐水化を図るとともに、管路の布設、老朽管の布設替の際には耐震性機材を採用することにより、整備を推進する。</u> 2 <u>被災しなかった配水系統がバックアップできるよう配水系統の相互連絡のブロック化を図る。</u> 3 <u>広域連携を検討する中で、水道事業者相互の緊急連絡管の整備も視野に入れる。</u> 5 水道管路図等のデジタル化整備を行う。 計画の内容 1 水道施設の機能確保 (1) 略 (2) 導・送・配水管路の更新時には、<u>耐震管や伸縮可とう性継手等の耐震性、安全性の高い管材料の使用を推進し、管路の強化を図る。</u> (3) <u>長期間の給水供給停止を防ぐため、基幹施設に自家発電施設を設置する</u> (4) 災害時に速やかな復旧活動を行うため、水道管路図等のデジタル化整備を行い公開する。 2 給水装置の耐震性・安全性の向上の促進 <u>宅内</u>の給水装置は、使用者及び所有者が耐震性・安全性の向上を行うよう、広報等を通じて必要性を啓発する。給水装置の新設・改良時には、設計基準による指導を行う。	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
計画-63	(第19節) 基本方針 災害による下水道施設の被害を最小限に留め、汚水を迅速に排除するため、下水道施設の災害予防措置を講じる。 主な取り組み 1 略 2 管路配置図の整備、応急復旧マニュアルの整備等、応急復旧時に迅速に対応できる体制づくりを行う。 3～4 略 5 <u>(新設)</u> 計画の内容 1 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充 2 新耐震基準に基づく施設整備 (1) 略 (2) 新たに建設する管きょ、処理場施設は、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を行う。	(第19節) 基本方針 <u>下水道、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔活快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。</u> <u>風水害により施設に被害が生じた場合は、応援協定に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</u> 主な取り組み 1 略 2 管路配置図の<u>デジタル化</u>整備、応急復旧マニュアルの整備等、応急復旧時に迅速に対応できる体制づくりを行う。 3～4 略 5 <u>改定や事業所における簡易トイレ、携帯トイレの備蓄を呼びかける。</u> 計画の内容 1 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充・<u>デジタル化</u> 2 新耐震基準に基づく施設整備 (1) 略 (2) 新たに建設する管きょ、処理場施設は、土質調査等を実施し、<u>「下水道施設の耐震対策指針」に基づき</u>耐震対策を行う。	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
計画―66	(第21節) 基本方針 略 主な取り組み 1 略 2 要配慮者利用施設が立地する土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）の防災対策を推進する。 3 県が行う土砂災害警戒区域の指定について協力し、警戒避難体制を整備する。	(第21節) 基本方針 略 主な取り組み 1 略 2 <u>土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者施設の新築は行わないものとする。地域の状況等、特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。</u> 3 要配慮者利用施設が立地する土砂災害警戒区域等の防災対策を推進する。 4 住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。	県地域防災計画にあわせて修正
計画―78	(第27節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 住民に対する防災知識の普及 (1) (略) - ア～ケ 略 - コ 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識	(第27節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 住民に対する防災知識の普及 (1) (略) - ア～ケ 略 - コ 地震発生時の地震情報（震度、<u>長周期地震動階級</u>、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識	県地域防災計画にあわせて修正
計画―80	(第27節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 住民に対する防災知識の普及 (1)～(9) 略 (10) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、(略)	(第27節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 住民に対する防災知識の普及 (1)～(9) 略 (10) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、(略)	防災基本計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
計画―85	(第29節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 災害廃棄物の発生への対応 (1)～(3) 略 (4) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、(中略)周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。	(第29節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画内容 1 災害廃棄物の発生への対応 (1)～(3) 略 (4) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、(中略)周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。	県地域防災計画にあわせて修正
計画-88	(第30節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～4 略 5 地区防災計画 (1)市は、自主防災組織及び事業者等から地区防災計画の提案が行われた場合は、その必要があると認めるときは、地区防災計画の作成について指導する。	(第30節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1～4 略 5 地区防災計画 (1)<u>地域コミュニティにおける共助による防災活動の観点から、一定の地区の居住者及び事業所（地区居住者等）が行う自発的な防災活動を内容とする地区防災計画の作成を支援する。</u>	市独自で修正
計画-91.92	(第32節) 基本方針 略 主な取り組み 1～3 略 4 <u>(新設)</u> 計画の内容 1～11 略 12 <u>(新設)</u>	(第32節) 基本方針 略 主な取り組み 1～3 略 <u>4 行政、社会福祉協議会等と連携し、地域防災、被災者支援の主体となる体制を作る。</u> 計画の内容 1～11 略 <u>12 企業の持つ多様な資源やマンパワーにより、被災者及び被災地域の支援委協力できるよう、平常時からパートナーシップを構築し、各種ニーズに対応できる仕組みづくりを進めます。</u>	市独自で修正

ページ	旧	新	摘 要
計画—94	(第33節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 受け入れ体制の整備 (1) 略 (2) 防災ボランティア活動の環境整備 ア 略 イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NP0・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、(略) ウ 略 エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力、防災訓練を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。	(第33節) 基本方針 略 主な取り組み 略 計画の内容 1 受け入れ体制の整備 (1) 略 (2) 防災ボランティア活動の環境整備 ア 略 イ 防災ボランティアの活動環境として、<u>長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NP0・ボランティア等の三者連携により、</u>平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、(略) ウ 略 エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。<u>また災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する。相互に協定を締結する等によりあらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	県地域防災計画にあわせて修正
計画-100	(第38節) 基本方針 略 主な取り組み 1～5 略 6 (新設) 7 (新設) <u>6</u> 住民に、雪害・除雪に関する知識について普及。啓発を行う。	(第38節) 基本方針 略 主な取り組み 1～5 略 <u>6 孤立集落発生時の除雪、道路啓開、救援ルートの確保を行う。</u> <u>7 帰宅困難者の発生を想定し避難場所開設の体制を整える。</u> <u>8</u> 住民に、雪害・除雪に関する知識について普及、啓発を行う。	市独自で修正

ページ

組織体制― 1

(第 1 節)

基本方針 略

主な活動 略

活動の内容

第 1 体 制

災害時は法令又は市地域防災計画の定めるところにより、市職員の迅速な配備体制をとり、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、及びその他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するため、状況により災対本部の設置等を行う。

組織体制― 2

(第 1 節)

基本方針 略

主な活動 略

活動の内容

第 1 体 制 略

1 活動体制

(1) 災害応急対策のため、状況に応じて次の表に示す活動体制をとる。

ア 風水害 略

イ 地震

災害区分	レベル	参集発表基準	体制・会議	対応・目標	活動体制決定者
地震	警戒配備	・震度 4 の地震が発生したとき。 ・南海トラフ巨大地震被害想定が発表されたとき。	・災害対策推進会議 ・警戒本部 □災害対策推進部	・警察本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部	自衛隊等
	第 1 配備	・震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ・南海トラフ巨大地震被害想定（震度 4）が発表されたとき。	・災害対策本部 □決定者：市長	・警察本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部	
	第 2 配備	・震度 5 強以上の地震が発生したとき。 ・南海トラフ巨大地震被害想定（巨大地震）が発表されたとき。	・災害対策本部 □決定者：市長	・警察本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部	
	第 3 配備	・震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 ・甚大な被害が発生し、死者・負傷者・避難者が出たとき。 ・南海トラフ巨大地震被害想定（巨大地震）が発表されたとき。	・災害対策本部 □決定者：市長	・警察本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部	
	第 4 配備	・震度 7 以上の地震が発生したとき。 ・南海トラフ巨大地震被害想定（巨大地震）が発表されたとき。	・災害対策本部 □決定者：市長	・警察本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部	

新

(第 1 節)

基本方針 略

主な活動 略

活動の内容

第 1 体 制

災害時は法令又は市地域防災計画の定めるところにより、市職員の迅速な配備体制をとり、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、民間事業者等、及びその他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するため、状況により災対本部の設置等を行う。

(第 1 節)

基本方針 略

主な活動 略

活動の内容

第 1 体 制 略

1 活動体制

(1) 災害応急対策のため、状況に応じて次の表に示す活動体制をとる。

ア 風水害 略

イ 地震

災害区分	レベル	参集発表基準	体制・会議	対応・目標	活動体制決定者
地震	警戒配備	・震度 4 の地震が発生したとき。	・地震対策推進会議 ・警戒本部 □災害対策推進部 決定者：市長	・警察本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部	自衛隊等
	第 1 配備	・震度 5 弱以上の地震が発生したとき。	・地震対策本部 □決定者：市長	・警察本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部	
	第 2 配備	・震度 5 強以上の地震が発生したとき。		・警察本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部	
	第 3 配備	・震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 ・甚大な被害が発生し、死者・負傷者・避難者が出たとき。		・警察本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部	
	第 4 配備	・震度 7 以上の地震が発生したとき。 ・南海トラフ巨大地震被害想定（巨大地震）が発表されたとき。		・警察本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部 ・消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部、消防団本部	

摘 要

令和 6 年度 8 月 8 日に発生した宮城県日向灘を震源とする地震で「南海トラフ臨時情報」発令から実際の体制にあわせて修正

ページ

ページ	旧	新	摘 要
組織体制—12	(第1章) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第1 略 第2 職員招集伝達体制及び配備体制 1 勤務時間内の伝達系統 (1)～(4) 略 (5) 市職員への伝達は、各課からの伝達と併せて<u>地域安心安全メール</u>を利用して周知する。 (6) 住民への情報伝達は、防災行政無線、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、地域安心安全メール等を通じて行う。 2 勤務時間外の招集の伝達系統 (1)～(7) 略 (8) 住民への情報伝達は、防災行政無線、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、及び地域安心安全メール等を通じて行う。	(第1章) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第1 略 第2 職員招集伝達体制及び配備体制 1 勤務時間内の伝達系統 (1)～(4) 略 (5) 市職員への伝達は、各課からの伝達と併せて「<u>すぐ参集メール</u>」を利用して周知する。 (6) 住民への情報伝達は、防災行政無線、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、<u>伊那市防災アプリ</u>、地域安心安全メール等を通じて行う。 2 勤務時間外の招集の伝達系統 (1)～(7) 略 (8) 住民への情報伝達系統は、防災行政無線、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、<u>伊那市防災アプリ</u>、地域安心安全メール等を通じて行う。	実態にあわせて修正
組織体制—19	(第2節) 第1 略 第2 略 第3 現地災害警戒本部の設置 1 設置基準 市長は、暴風、暴風雨、大雨、洪水、大雪警報、噴火警報等が発表されレベル3の体制を取るべき状況で、必要があるとみとめるときは、現地災害警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置する。 2 略 3 組織及び運営 (1) 職務・権限 ア 略 イ 現地災害警戒副本部長 (イ) 略 (イ) 現地警戒副本部長は、現地警戒本部長を補佐し、現地警戒本部長に事故あるときは、その職務を代理する。	(第2節) 第1 略 第2 略 第3 現地災害警戒本部の設置 1 設置基準 市長は、暴風、暴風雨、大雨、洪水、大雪警報、噴火警報等が発表され<u>第1配備</u>の体制を取るべき状況で、必要であると認められるときは、現地災害警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置する。 2 略 3 組織及び運営 (1) 職務・権限 ア 略 イ 現地災害警戒副本部長 (イ) 略 (イ) 現地警戒副本部長は、現地警戒本部長を補佐し、現地警戒本部長に事故<u>が</u>あるときは、その職務を代理する。	文言の修正

ページ	旧	新	摘 要																								
組織体制 17～21	(第2節) 第1～第3 略 第4 災对本部の設置 1～6 略 7 災对本部の開設及び閉鎖の通知 災对本部を開設し、又は閉鎖したときは、直ちにその旨を次の表に定めるところにより通知または公表する。 <table><tr><th>通知・公表先</th><th>通知・公表の方法</th><th>担当部長</th></tr><tr><td>庁内各部、総合支所</td><td>庁内放送、電話、地域安心安全メール、 その他、迅速な方法</td><td rowspan="4">危機管理監</td></tr><tr><td>指定公共機関等</td><td>電話、その他、迅速な方法</td></tr><tr><td>住□□民</td><td>防災行政無線、地域安心安全メール、広報車、 報道機関</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>電話、口頭・文書、地域安心安全メール</td></tr></table> 8 略 9 組織及び運営 (1)職務・権限 ア 略 イ 災害対策副本部長 (ア) 略 (イ) 災対副本部長は、災对本部長を補佐し、災对本部長に事故あるときは、副市長、危機管理監、教育長の順で職務を代理する。 (2)～(3) 略 (4) 各班等の事務 ア 略 イ 情報連絡室 (ア) <u>(新設)</u>	通知・公表先	通知・公表の方法	担当部長	庁内各部、総合支所	庁内放送、電話、地域安心安全メール、 その他、迅速な方法	危機管理監	指定公共機関等	電話、その他、迅速な方法	住□□民	防災行政無線、地域安心安全メール、広報車、 報道機関	報道機関	電話、口頭・文書、地域安心安全メール	(第2節) 第1～第3 略 第4 災对本部の設置 1～6 略 7 災对本部の開設及び閉鎖の通知 災对本部を開設し、又は閉鎖したときは、直ちにその旨を次の表に定めるところにより通知または公表する。 <table><tr><th>通知・公表先</th><th>通知・公表の方法</th><th>担当部長</th></tr><tr><td>庁内各部、総合支所</td><td>庁内放送、電話、地域安心安全メール、 <u>伊那市防災アプリ</u>、その他、迅速な方法</td><td rowspan="4">危機管理監</td></tr><tr><td>指定公共機関等</td><td>電話、その他、迅速な方法</td></tr><tr><td>住□□民</td><td>防災行政無線、地域安心安全メール、<u>伊那市防災アプリ</u> 広報車、報道機関</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>電話、口頭・文書、地域安心安全メール、 <u>伊那市防災アプリ</u></td></tr></table> 8 略 9 組織及び運営 (1)職務・権限 ア 略 イ 災害対策副本部長 (ア) 略 (イ) 災対副本部長は、災对本部長を補佐し、災对本部長に事故<u>が</u>あるときは、副市長、危機管理監、教育長の順で職務を代理する。 (2)～(3) 略 (3) 各班等の事務 ア 略 イ 情報連絡室 (ア) <u>住民からの情報収集に関すること。</u>	通知・公表先	通知・公表の方法	担当部長	庁内各部、総合支所	庁内放送、電話、地域安心安全メール、 <u>伊那市防災アプリ</u> 、その他、迅速な方法	危機管理監	指定公共機関等	電話、その他、迅速な方法	住□□民	防災行政無線、地域安心安全メール、 <u>伊那市防災アプリ</u> 広報車、報道機関	報道機関	電話、口頭・文書、地域安心安全メール、 <u>伊那市防災アプリ</u>	実態にあわせて修正
	通知・公表先	通知・公表の方法	担当部長																								
庁内各部、総合支所	庁内放送、電話、地域安心安全メール、 その他、迅速な方法	危機管理監																									
指定公共機関等	電話、その他、迅速な方法																										
住□□民	防災行政無線、地域安心安全メール、広報車、 報道機関																										
報道機関	電話、口頭・文書、地域安心安全メール																										
通知・公表先	通知・公表の方法	担当部長																									
庁内各部、総合支所	庁内放送、電話、地域安心安全メール、 <u>伊那市防災アプリ</u> 、その他、迅速な方法	危機管理監																									
指定公共機関等	電話、その他、迅速な方法																										
住□□民	防災行政無線、地域安心安全メール、 <u>伊那市防災アプリ</u> 広報車、報道機関																										
報道機関	電話、口頭・文書、地域安心安全メール、 <u>伊那市防災アプリ</u>																										

ページ	旧	新	摘 要
風水害― 4	(第 1 節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第 1 ～第 2 略 第 3 土砂災害前兆現象の把握と対応 1 ～ 2 略 3 市のみでは土砂災害の危険性が判断できない場合、 天竜川上流河川事務所及び伊那建設事務所と協議した 上で、総合的に危険度を判断し、避難情報の発令を行 う。	(第 1 節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第 1 ～第 2 略 第 3 土砂災害前兆現象の把握と対応 1 ～ 2 略 3 市のみでは土砂災害の危険性が判断できない場合、 天竜川上流河川事務所及び伊那建設事務所と協議した うえで、総合的に危険度を判断し、<u>避難指示等</u>の発令 を行う。	県地域防災計画に あわせて修正
風水害― 7	(第 2 節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第 1 避難指示等（危機管理課） 1 高齢者等避難、避難指示の意味 (1) ～ (2) 略 (3) <u>(新設)</u>	(第 2 節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第 1 避難指示等（危機管理課） 1 高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>の意味 (1) ～ (2) 略 <u>(3)「緊急安全確保」</u> <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場 合において、避難のための立ち退きを行うことによ りかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあ り、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対 し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋 内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機そ の他の緊急に安全を確保するために措置を指示する ことをいう。</u>	県地域防災計画に あわせて修正

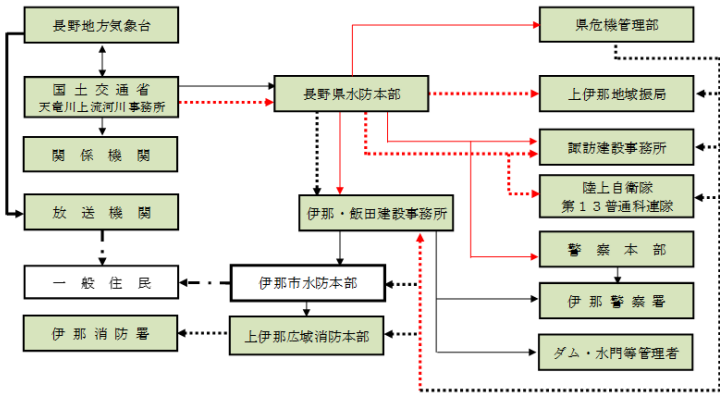
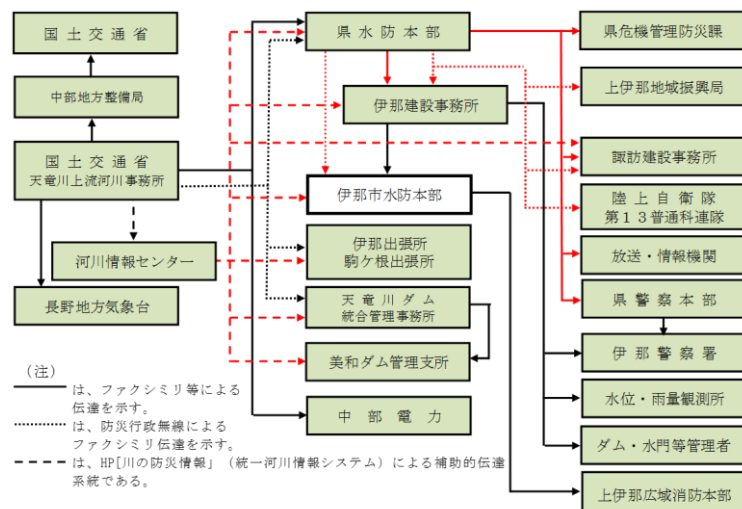
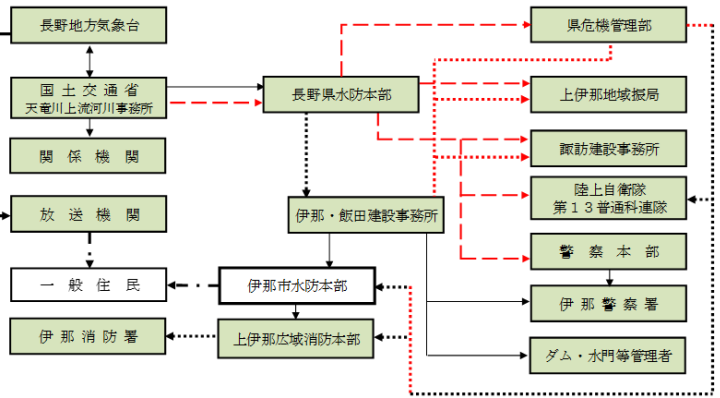
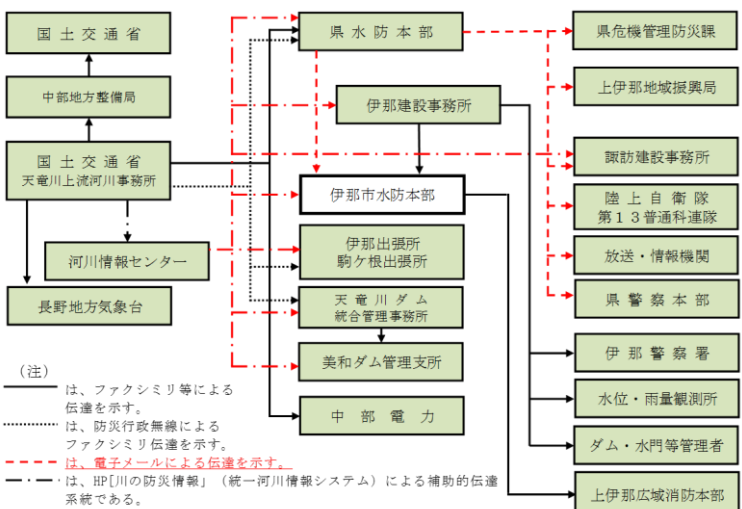
ページ	旧	新	摘 要																																																																	
風水害―8	2 避難の指示等の実施者 避難の指示等は、次の機関が行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区〇〇分</th><th>実施〇者</th><th>対象となる 災害等</th><th>根拠〇法〇令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td><td>市〇〇長</td><td>災害全般</td><td>災対法第 80 条（市町村長の避難の指示等）</td></tr> <tr> <td rowspan="5">避難指示</td><td>市〇〇長</td><td>災害全般</td><td>災対法第 80 条（市町村長の避難の指示等）</td></tr> <tr> <td>水防管理者 （市〇〇長）</td><td>洪水について</td><td>水防法第 29 条（立退きの指示）</td></tr> <tr> <td>知事又はその命 を受けた職員</td><td>洪水及び地滑りについて</td><td>水防法第 29 条及び地滑り等防止法第 25 条</td></tr> <tr> <td>警 察 官</td><td>災害全般</td><td>災対法第 81 条（警察官等の避難の指示）及び 警察官職務執行法第 4 条（避難等の通知）</td></tr> <tr> <td>自 衛 官</td><td>災害全般</td><td>自衛隊法第 94 条（災害派遣時等の権限）</td></tr> </tbody> </table> 3 避難指示等の実施 (1) 市長が行う避難指示等 ア 高齢者等避難 (イ) 人的被害の発生する可能性がたまった状況 で、要配慮者等避難行動に時間を要するものが 避難行動を開始しなければならない段階、又は 今後の状況により早めの避難が必要と判断され る状況で、特に必要があると認めるときは、居 住者、滞在者、その他の者に対し高齢者等避難 を伝達する。	区〇〇分	実施〇者	対象となる 災害等	根拠〇法〇令	高齢者等避難	市〇〇長	災害全般	災対法第 80 条（市町村長の避難の指示等）	避難指示	市〇〇長	災害全般	災対法第 80 条（市町村長の避難の指示等）	水防管理者 （市〇〇長）	洪水について	水防法第 29 条（立退きの指示）	知事又はその命 を受けた職員	洪水及び地滑りについて	水防法第 29 条及び地滑り等防止法第 25 条	警 察 官	災害全般	災対法第 81 条（警察官等の避難の指示）及び 警察官職務執行法第 4 条（避難等の通知）	自 衛 官	災害全般	自衛隊法第 94 条（災害派遣時等の権限）	2 避難の指示等の実施者 避難の指示等は、次の機関が行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th><th>実施〇者</th><th>根拠〇法〇令</th><th>対象災害</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td><td>市〇〇長</td><td>災害対策基本法第 80 条</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td rowspan="7">避難指示</td><td>市〇〇長</td><td>災害対策基本法第 80 条</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td>知〇事</td><td>災害対策基本法第 80 条</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td>水防管理者</td><td>水防法第 29 条</td><td>洪水</td></tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた 職員</td><td>水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条</td><td>洪水及び地すべり災害全般</td></tr> <tr> <td>警察官</td><td>災害対策基本法第 81 条 警察官職務執行法第 4 条</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td>自衛隊</td><td>自衛隊法第 94 条</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td>市〇〇長</td><td>災害対策基本法第 80 条</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td rowspan="2">緊急安全確保</td><td>知〇事</td><td>災害対策基本法第 80 条</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td>警察官</td><td>災害対策基本法第 81 条</td><td>災害全般</td></tr> <tr> <td>指定避難所の開設、受入れ</td><td>市長</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 3 避難指示等の実施 (1) 市長が行う避難指示等 <u>ア 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を牡牛するため、特に必要があると認めるとき、居住者、滞在者、その他の者に対し、指定緊急避難場所（指定避難所）を示し、早期立ち退き指示をする。</u>	実施事項	実施〇者	根拠〇法〇令	対象災害	高齢者等避難	市〇〇長	災害対策基本法第 80 条	災害全般	避難指示	市〇〇長	災害対策基本法第 80 条	災害全般	知〇事	災害対策基本法第 80 条	災害全般	水防管理者	水防法第 29 条	洪水	知事又はその命を受けた 職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第 81 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般	自衛隊	自衛隊法第 94 条	災害全般	市〇〇長	災害対策基本法第 80 条	災害全般	緊急安全確保	知〇事	災害対策基本法第 80 条	災害全般	警察官	災害対策基本法第 81 条	災害全般	指定避難所の開設、受入れ	市長			県地域防災計画にあわせて修正
区〇〇分	実施〇者	対象となる 災害等	根拠〇法〇令																																																																	
高齢者等避難	市〇〇長	災害全般	災対法第 80 条（市町村長の避難の指示等）																																																																	
避難指示	市〇〇長	災害全般	災対法第 80 条（市町村長の避難の指示等）																																																																	
	水防管理者 （市〇〇長）	洪水について	水防法第 29 条（立退きの指示）																																																																	
	知事又はその命 を受けた職員	洪水及び地滑りについて	水防法第 29 条及び地滑り等防止法第 25 条																																																																	
	警 察 官	災害全般	災対法第 81 条（警察官等の避難の指示）及び 警察官職務執行法第 4 条（避難等の通知）																																																																	
	自 衛 官	災害全般	自衛隊法第 94 条（災害派遣時等の権限）																																																																	
実施事項	実施〇者	根拠〇法〇令	対象災害																																																																	
高齢者等避難	市〇〇長	災害対策基本法第 80 条	災害全般																																																																	
避難指示	市〇〇長	災害対策基本法第 80 条	災害全般																																																																	
	知〇事	災害対策基本法第 80 条	災害全般																																																																	
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水																																																																	
	知事又はその命を受けた 職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般																																																																	
	警察官	災害対策基本法第 81 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般																																																																	
	自衛隊	自衛隊法第 94 条	災害全般																																																																	
	市〇〇長	災害対策基本法第 80 条	災害全般																																																																	
緊急安全確保	知〇事	災害対策基本法第 80 条	災害全般																																																																	
	警察官	災害対策基本法第 81 条	災害全般																																																																	
指定避難所の開設、受入れ	市長																																																																			
風水害―12	(第 2 節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第 1 略 第 2 避難指示等の周知（危機管理課） 市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を 発令したときは、次により速やかに住民に周知する。 1 避難指示等の伝達 高齢者等避難、避難指示は、次の要領により関係地区の住民に伝達する。	(第 2 節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第 1 略 第 2 避難指示等の周知（危機管理課） 市長は、避難指示等を発令したときは、次により速やかに住民に周知する。 1 避難指示等の伝達 避難指示等は、次の要領により関係地区の住民に伝達する。	県地域防災計画にあわせて修正																																																																	

ページ	旧	新	摘 要
風水害—16	(第4節) 基本方針 略 活動の内容 1～4 略 5 盛土による災害の防止に向けた対策 <u>危険な盛土が確認された場合は各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。またその内容について、県と情報共有を行うと共に、必要に応じて住民の周知を図るものとする。</u> 6 (新設) 7 (新設)	(第4節) 基本方針 略 活動の内容 1～4 略 5 盛土による災害の防止に向けた対策 <u>宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のために詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うと共に、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u> 6 <u>所在者不明土地の対策</u> <u>所在者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所在者不明土地の管理不全状態の解消等、所在者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> 7 <u>道路の冠水防止対策</u> <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路や河川井隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u>	県地域防災計画にあわせて修正
風水害-17	(第5節) 1 略 2 気象業務法に基づく警報等 (1)特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい(中略)	(第5節) 1 略 2 気象業務法に基づく警報等 (1)特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい(中略) <u>なお大雨や洪水等の警報等は発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめ地域の名称が用いられる場合がある。</u>	

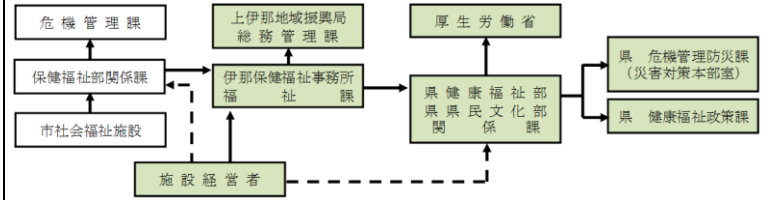
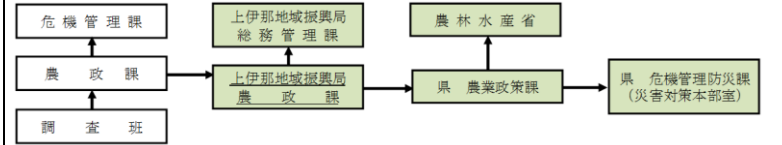
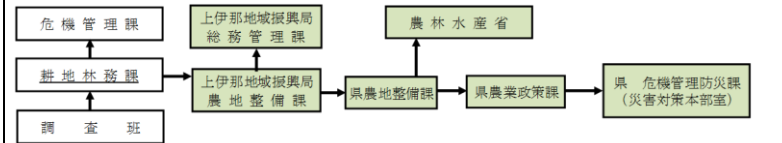
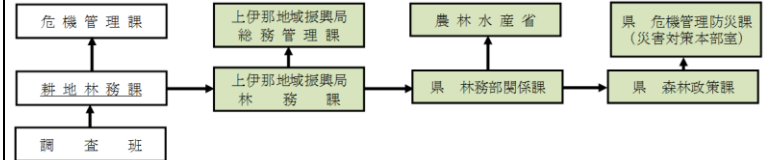
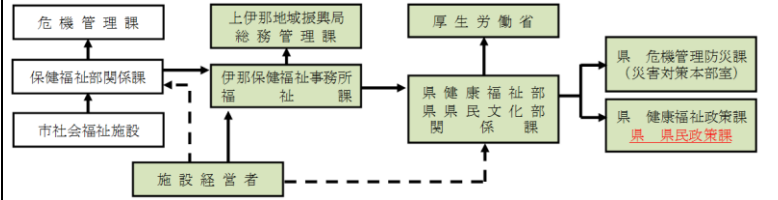
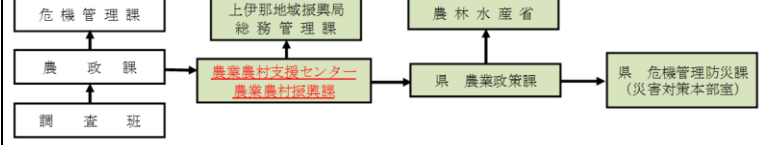
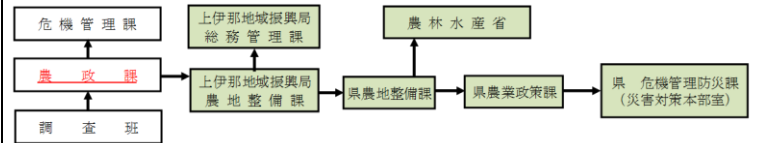
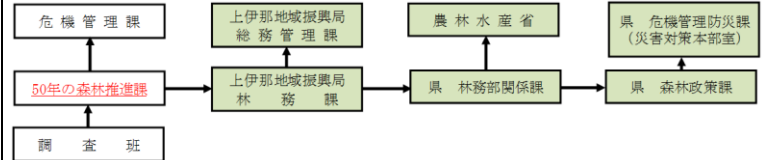
ページ	旧	新	摘 要																
風水害—18	(第5節) 1 略 2 気象業務法に基づく警報等 (1) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには(略) 特別警報・警報・注意報の概要	(第5節) 1 略 2 気象業務法に基づき警報等 (1) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害がおこる恐れがあるときには(略) 特別警報・警報・注意報の概要	県地域防災計画にあわせて修正																
	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>特別警報</td><td>警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれ著しく高まっている場合に発表される。</td></tr><tr><td>警報</td><td>重大な災害が発生するおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報</td></tr><tr><td>注意報</td><td>災害が発生するおそれのある時に注意を呼びかけて行う予報</td></tr></table>	種 類		概 要	特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれ著しく高まっている場合に発表される。	警報	重大な災害が発生するおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報	注意報	災害が発生するおそれのある時に注意を呼びかけて行う予報	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>特別警報</td><td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>警報</td><td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるとき、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>注意報</td><td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生する恐れがあるときに、その旨を注意して行う予報</td></tr></table>	種 類	概 要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるとき、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生する恐れがあるときに、その旨を注意して行う予報
	種 類	概 要																	
	特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれ著しく高まっている場合に発表される。																	
警報	重大な災害が発生するおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報																		
注意報	災害が発生するおそれのある時に注意を呼びかけて行う予報																		
種 類	概 要																		
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報																		
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるとき、その旨を警告して行う予報																		
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生する恐れがあるときに、その旨を注意して行う予報																		
風水害—26. 27	(第5節) 1～4 略 5 その他の情報 (1)大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布の概要	(第5節) 1～4 略 5 その他の情報 (1)大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布の概要	県地域防災計画にあわせて修正																
	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数と80分間積算雨量の2時間先までの予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量予測を用いた表面雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを確認することができる。なお、河川が通っていない格子を含む、すべての格子における危険度は、メッシュ形式の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で確認できる。</td></tr></table>	種 類		概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数と80分間積算雨量の2時間先までの予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量予測を用いた表面雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを確認することができる。なお、河川が通っていない格子を含む、すべての格子における危険度は、メッシュ形式の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で確認できる。	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数と80分間積算雨量の2時間先までの予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを確認することができる。なお、河川が通っていない格子を含む、すべての格子における危険度は、メッシュ形式の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で確認できる。</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数と80分間積算雨量の2時間先までの予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを確認することができる。なお、河川が通っていない格子を含む、すべての格子における危険度は、メッシュ形式の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で確認できる。
	種 類	概 要																	
	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数と80分間積算雨量の2時間先までの予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																	
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量予測を用いた表面雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																		
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを確認することができる。なお、河川が通っていない格子を含む、すべての格子における危険度は、メッシュ形式の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で確認できる。																		
種 類	概 要																		
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数と80分間積算雨量の2時間先までの予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																		
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																		
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを確認することができる。なお、河川が通っていない格子を含む、すべての格子における危険度は、メッシュ形式の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で確認できる。																		
(追記)																			

ページ	旧	新	摘 要
風水害—26. 27		危険度分布（キキクル）の色が持つ意味⁴ ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。⁴ ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。⁴ ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。⁴ ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。⁴	
風水害—28	(第5節) 1～4 略 5 その他の情報 (1)～(4) 略 (5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される。（略）	(第5節) 1～4 略 5 その他の情報 (1)～(4) 略 (5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に<u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されかつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から</u>発表される。（略）	県地域防災計画にあわせて修正
風水害—29	(第6節) 1 気象警報、注意報及び情報 (1) 伝達系統 (表) 略 注1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 1 気象警報、注意報及び情報 (1) 略 (2) 勤務時間内における伝達系統 ア 大雨特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨注意報、洪水警報、洪水注意報、土砂災害警戒情報、大雪警報、大雪注意報	(第6節) 1 気象警報、注意報及び情報 (1) 伝達系統 (表) 略 注1 二重線で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号<u>及び第3号並びに第9条</u>の規定に基づく法定伝達先。 1 気象警報・注意報及び情報 (1) 略 (2) 勤務時間内における伝達系統 ア 大雨特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨注意報、洪水警報、洪水注意報、土砂災害警戒情報、大雪警報、大雪注意報	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
風水害—29	長野地方気象台 ----- 特別警報発表時は併せて電話により確実な伝達を行う オンライン配信 防災行政無線FAX 県危機管理部 県庁各課 伊那建設事務所 伊那保健福祉事務所 その他の関係機関 伊那市 市民 県広報県民課 内線FAX 使走 庁内放送 県各課 特別警報発表時は住民等に対し周知の措置をとる	長野地方気象台 ----- 特別警報発表時は併せて電話により確実な伝達を行う オンライン配信 防災行政無線FAX 県危機管理部 県庁各課 伊那建設事務所 伊那保健福祉事務所 その他の関係機関 伊那市 市民 県広報共創推進課 内線FAX 使走 庁内放送 県各課 特別警報発表時は住民等に対し周知の措置をとる	
風水害—30	(第6節) 1 気象警報、注意報及び情報 (1)～(2) 略 (3) 勤務時間外における伝達系統 ア 大雨特別警報、大雪特別警報、暴風雨特別警報、暴風特別警報、大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、土砂災害警戒情報、大雪警報、大雪注意報 長野地方気象台 ----- 特別警報発表時は併せて電話により確実な伝達を行う オンライン配信 防災行政無線FAX 県危機管理部 県庁各課 伊那建設事務所 伊那保健福祉事務所 その他の関係機関 伊那市 市民 県広報県民課 内線FAX 使走 庁内放送 県各課 特別警報発表時は住民等に対し周知の措置をとる	(第6節) 1 気象警報、注意報及び情報 (1)～(2) 略 (3) 勤務時間外における伝達系統 ア 大雨特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報、暴風特別警報、大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、土砂災害警戒情報、大雪警報、大雪注意報 長野地方気象台 ----- 特別警報発表時は併せて電話により確実な伝達を行う オンライン配信 防災行政無線FAX 県危機管理部 県庁各課 伊那建設事務所 伊那保健福祉事務所 その他の関係機関 伊那市 市民 県広報共創推進課 内線FAX 使走 庁内放送 県各課 特別警報発表時は住民等に対し周知の措置をとる	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
風水害-31	(第6節) 1 略 2 指定河川洪水予報 (1)天竜川上流洪水予報  (注) — は、N T Tファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 —— は、長野気象台から関係機関へ防災気象情報提供システム等による伝達を示す。 --- は、オンラインによる伝達を示す。 - - - は、その他による伝達を示す。 3 水防警報 (1)天竜川（国土交通大臣が行うもの）  (注) — は、ファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 - - - は、HP[川の防災情報]（統一河川情報システム）による補助的伝達系統である。	(第6節) 1 略 2 指定河川洪水予報 (1)天竜川上流洪水予報  (注) — は、N T Tファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 —— は、長野気象台から関係機関へ防災気象情報提供システム等による伝達を示す。 --- は、オンラインによる伝達を示す。 - - - は、その他による伝達を示す。 3 水防警報 (1)天竜川（国土交通大臣が行うもの）  (注) — は、ファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 - - - は、HP[川の防災情報]（統一河川情報システム）による補助的伝達系統である。 - - - は、電子メールによる伝達を示す。	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
風水害-32	(2) 水防警報（知事が行うもの） (注) — は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 - - - は、水の防本部から防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。	(2) 水防警報（知事が行うもの） (注) — は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 - - - は、電子メールによる伝達を示す。	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
応急—8、9	(第1節) 基本方針 略 活動の内容 第1 略 第2 被害情報の報告 1～4 略 5 県関係機関等へ報告する報告様式及び報告系統 (1)～(2) 略 (3) 社会福祉施設被害状況報告「様式第3号」(精神障害者社会福祉施設に関するものを除く。)  (4) 農業関係被害状況報告「様式第5号」 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告  イ 農地農業用施設被害状況報告(農業集落排水施設を除く。)  (5) 林業関係被害状況報告「様式第6号」 	(第1節) 基本方針 略 活動の内容 第1 略 第2 被害情報の報告 1～4 略 5 県関係機関等へ報告する報告様式及び報告系統 (1)～(2) 略 (3) 社会福祉施設被害状況報告「様式第3号」(精神障害者社会福祉施設に関するものを除く。)  (4) 農業関係被害状況報告「様式第5号」 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告  イ 農地農業用施設被害状況報告(農業集落排水施設を除く。)  (5) 林業関係被害状況報告「様式第6号」 	県地域防災計画及び、令和6年度組織改編にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
応急—10.11	(6)～(7) 略 (8)水道施設被害状況報告「様式第9号」 (9) 略 (10) 感染症関係報告「様式第11号」 (11) 医療施設関係被害状況報告 (11)～(13) 略 (14)教育関係被害状況報告「様式第15号」 ア～ウ 略 エ 文化財	(6)～(7) 略 (8)水道施設被害状況報告「様式第9号」 (9) 略 (10) 感染症関係報告「様式第11号」 (11) 医療施設関係被害状況報告 (12)～(13) 略 (14)教育関係被害状況報告「様式第15号」 ア～ウ 略 エ 文化材	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
応急—13、14	(第2節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1)～(3) 略 (4)広報活動の実施 ア 略 イ 住民に対しての対策等の周知方法 (ア)～(ウ) 略 (エ) (新設) (4)～(6) 略 (7) (新設)	(第2節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1)～(3) 略 (4)広報活動の実施 ア 略 イ 住民に対しての対策等の周知方法 (ア)～(ウ) 略 <u>(エ) 伊那市防災アプリを利用した広報</u> (4)～(6) 略 (7)報道対応 <u>ア 定期的な記者会見を実施し、情報発信の一元化を図る。</u> <u>イ 記者会見の時間・場所を決定し、報道関係者へ周知する。</u> <u>ウ 災対本部会議の内容をもとに記者会見の資料（地図、写真等）を作成。</u> <u>エ 電話取材の対応について統一对応を図る。（補導関係者には定例記者会見により対処して頂く旨を伝達。）</u> <u>オ 報道関係者の待期場所を設置する。また報道関係者であることが分かる腕章等の明示を要請する。</u> <u>カ 記者会見依関わらず、被害状況やを随時公開するため、災害対策本部執務室（501・502会議室入口または危機管理課窓口）に、災害記録（対応記録）を提示する。</u> <u>キ 発信した情報、報道用資料は、できる限り公式ホームページ等でも発信する。</u>	実態にあわせて追記

ページ	旧	新	摘 要																																																																																																															
応急―15	(第3節) 基本方針 災害時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動が困難な場合は、速やかに県及び他の市町村並びに関係機関に応援を要請し、受入れ体制を整えて、災害応急対策に万全を期する。(中略) <u>応援職員を派遣する際は、新型コロナウイルス等の感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u> <u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u>	(第3節) 基本方針 災害時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動が困難な場合は、速やかに県及び他の市町村並びに関係機関に応援を要請し、受入れ体制を整えて、災害応急対策に万全を期する。(中略) <u>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>	県地域防災計画にあわせて修正																																																																																																															
応急―22	(第4節) 基本方針 略 活動の内容 1～3 略 4 活動内容に応じ、県の選定するヘリコプター一覧 <table><tr><th>名□□□称[○]</th><th>機□□種[○]</th><th>定員[○]</th><th>救助ホ イスト[○]</th><th>消火[○] 装置[○]</th><th>物資[○] 吊下[○]</th><th>ヘリテ レ・ヘリ サット[○]</th></tr><tr><td>県消防防災ヘリコプター[○] (アルプス)[○]</td><td>ベル 412EPI[○]</td><td>15[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>県警ヘリコプター[○] (やまびこ1)[○]</td><td>aw139 (JA01EE)[○]</td><td>12[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>県警ヘリコプター[○] (やまびこ2)[○]</td><td>aw139 (JA220E)[○]</td><td>12[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>広域航空消防応援等ヘリコプター[○]</td><td>各種[○]</td><td>各種[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>自衛隊ヘリコプター[○]</td><td>各種[○]</td><td>各種[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>海上保安庁ヘリコプター[○]</td><td>各種[○]</td><td>各種[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>ドクターヘリ[○]</td><td>ユーロコプター EC135P2+[○]</td><td>6[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr></table> (1)～(2) 略	名□□□称 [○]	機□□種 [○]	定員 [○]	救助ホ イスト [○]	消火 [○] 装置 [○]	物資 [○] 吊下 [○]	ヘリテ レ・ヘリ サット [○]	県消防防災ヘリコプター [○] (アルプス) [○]	ベル 412EPI [○]	15 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	県警ヘリコプター [○] (やまびこ1) [○]	aw139 (JA01EE) [○]	12 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	県警ヘリコプター [○] (やまびこ2) [○]	aw139 (JA220E) [○]	12 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	広域航空消防応援等ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	自衛隊ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	海上保安庁ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	ドクターヘリ [○]	ユーロコプター EC135P2+ [○]	6 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	(第4節) 基本方針 略 活動の内容 1～3 略 4 活動内容に応じ、県の選定するヘリコプター一覧 <table><tr><th>名□□□称[○]</th><th>機□□種[○]</th><th>定員[○]</th><th>救助ホ イスト[○]</th><th>消火[○] 装置[○]</th><th>物資[○] 吊下[○]</th><th>ヘリテ レ・ヘリ サット[○]</th></tr><tr><td>県消防防災ヘリコプター[○] (アルプス)[○]</td><td>ベル 412EPI[○]</td><td>15[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td rowspan="2">県警ヘリコプター[○]</td><td>レオナルド AW139[○]</td><td>14[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>アグスタ AW139[○]</td><td>14[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>広域航空消防応援等ヘリコプター[○]</td><td>各種[○]</td><td>各種[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>自衛隊ヘリコプター[○]</td><td>各種[○]</td><td>各種[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>海上保安庁ヘリコプター[○]</td><td>各種[○]</td><td>各種[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr><tr><td>ドクターヘリ[○]</td><td>各種[○]</td><td>6[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td><td>○[○]</td></tr></table> (1)～(2) 略	名□□□称 [○]	機□□種 [○]	定員 [○]	救助ホ イスト [○]	消火 [○] 装置 [○]	物資 [○] 吊下 [○]	ヘリテ レ・ヘリ サット [○]	県消防防災ヘリコプター [○] (アルプス) [○]	ベル 412EPI [○]	15 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	県警ヘリコプター [○]	レオナルド AW139 [○]	14 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	アグスタ AW139 [○]	14 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	広域航空消防応援等ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	自衛隊ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	海上保安庁ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	ドクターヘリ [○]	各種 [○]	6 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	県地域防災計画にあわせて修正
名□□□称 [○]	機□□種 [○]	定員 [○]	救助ホ イスト [○]	消火 [○] 装置 [○]	物資 [○] 吊下 [○]	ヘリテ レ・ヘリ サット [○]																																																																																																												
県消防防災ヘリコプター [○] (アルプス) [○]	ベル 412EPI [○]	15 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
県警ヘリコプター [○] (やまびこ1) [○]	aw139 (JA01EE) [○]	12 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
県警ヘリコプター [○] (やまびこ2) [○]	aw139 (JA220E) [○]	12 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
広域航空消防応援等ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
自衛隊ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
海上保安庁ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
ドクターヘリ [○]	ユーロコプター EC135P2+ [○]	6 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
名□□□称 [○]	機□□種 [○]	定員 [○]	救助ホ イスト [○]	消火 [○] 装置 [○]	物資 [○] 吊下 [○]	ヘリテ レ・ヘリ サット [○]																																																																																																												
県消防防災ヘリコプター [○] (アルプス) [○]	ベル 412EPI [○]	15 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
県警ヘリコプター [○]	レオナルド AW139 [○]	14 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
	アグスタ AW139 [○]	14 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
広域航空消防応援等ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
自衛隊ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
海上保安庁ヘリコプター [○]	各種 [○]	各種 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												
ドクターヘリ [○]	各種 [○]	6 [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]	○ [○]																																																																																																												

ページ	旧	新	摘 要
応急-23	(3) 自衛隊ヘリコプター 通知：（知事への要請要求が出来ない場合） (4) ドクターヘリコプター 凡 例 ← 平常時の手続き ← 災害時の手続き ← 災害時の手続き（急を要する場合）	(3) 自衛隊ヘリコプター 通知：（知事への要請要求が出来ない場合） (4) ドクターヘリコプター 凡 例 ← 平常時の手続き ← 災害時の手続き ← 災害時の手続き（急を要する場合）	

ページ	旧	新	摘 要
応急―25	(第5節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 派遣要請 (1) 略 (2) 要請方法 ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭を持って上伊那地域振興局長又は伊那警察署長に派遣要請を求める。 イ〜ウ 略 エ 自衛隊災害派遣要請時の調査項目 災害等について、情報を整理・共有し、事前協議に資するため、調査項目を可能な範囲で調査し県危機管理防災課に報告する。 様式「資料80自衛隊災害派遣要請時の調査項目」 (27危第28号 27.4.23)	(第5節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 派遣要請 (1) 略 (2) 要請方法 ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書または口頭を持って上伊那地域振興局長に派遣要請を求める。 イ〜ウ 略 エ 自衛隊災害派遣要請時の調査項目 災害等について、情報を整理・共有し、事前協議に資するため、調査項目を可能な範囲で調査し県危機管理防災課に報告する。 様式「資料81自衛隊災害派遣要請時の調査項目」 <u>(4危第2号2022.4.1)</u>	県地域防災計画にあわせて修正
応急―28	(第6節) 基本方針 大規模災害時における救急活動については、多数の行方不明者の生存確認と多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、救急救助の初動体制の確立を図り、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携による活動を行う。(中略) なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス等の感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。	(第6節) 基本方針 大規模災害時における救急活動については、多数の行方不明者の生存確認と多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、救急救助の初動体制の確立を図り、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携による活動を行う。(中略) なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は感染対策を適切に行うものとする。</u>	県地域防災計画にあわせて修正
応急―40.41	(第8節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知 保健福祉部、教育部及び総務部は、要配慮者の態様に応じ、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、地域安心安全メール等のほか、地域住民の協力による伝達等多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時行う。	(第8節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 避難指示等をはじめとする災害情報の周知 保健福祉部、教育部及び総務部は、要配慮者の態様に応じ、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、<u>伊那市防災アプリ</u>、地域安心安全メール等のほか、地域住民の協力による伝達等多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援に関する各種情報の伝達を適時行う。	実態にあわせて追記

ページ	旧	新	摘 要
応急一40. 41	2 略 3 指定避難所での生活環境整備 保健福祉部は、災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・整備や人材体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 (1)避難施設・設備の整備 段差解消やスロープ・身体障害者用といれの設置等を必要に応じて行う。 (2) 略 (3)指定避難所における相談体制の整備及び必要な人材の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する指定避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口をセットのうえ、要配慮者にニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて、迅速に行う。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス等の感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u>	2 略 3 指定避難所での生活環境整備 保健福祉部は、災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・整備や人材体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 (1)避難施設・設備の整備 <u>Ⅰ 段差解消やスロープ・身体障害者用といれの設置等を必要に応じて行う。</u> <u>Ⅰ 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、男女問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。</u> (2) 略 (3)指定避難所における相談体制の整備及び必要な人材の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する指定避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口をセットのうえ、要配慮者にニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて、迅速に行う。 <u>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>	県地域防災計画にあわせて修正
応急一49	(第11節) 基本方針 災害時においては、洪水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の生命、身体に大きな被害を及ぼすおそれがあるため、高齢者、障害者等の要配慮者を重視した避難計画等の作成をする。 市内には、土砂災害危険箇所内に多くの要配慮者利用施設が所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定、避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に応じた対応を行う。	(第11節) 基本方針 災害時においては、洪水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の生命、身体に大きな被害を及ぼすおそれがあるため、高齢者、障害者等の要配慮者を重視した避難計画等の作成をする。 市内には、土砂災害<u>警戒区域等</u>に多くの要配慮者利用施設が所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定、避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に応じた対応を行う。	国土交通省通知にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
応急一 52. 53. 54	(第11節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の機能・開設・運営 1～3 略 4 各避難所の運営・留意事項 (1) 広域避難の対応 ア～ウ 略 エ (新設) (2) 指定避難所の運営 指定避難所の運営は、自治会、自主防災組織が主体となり、NPO・ボランティア等、施設管理者及び派遣された市職員が協力する。避難所運営委員会を組織し、選出した避難所運営委員長を中心に行う。 (3) 略 (4)管理運営上の留意事項 ア～エ 略 オ プライバシー保護 避難所運営委員長は、長期化する避難所生活に伴い、要配慮者の態様、男女のニーズの違いなどから、必要に応じたプライバシーの確保を行う。 カ 略 キ 家庭動物の取扱い (ア)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 ク 略 ケ 在宅避難者等への対応	(第11節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の機能・開設・運営 1～3 略 4 各避難所の運営・留意事項 (1) 広域避難の対応 ア～ウ 略 <u>エ 広域避難に関する災害時応援協定等を進め、移送手段や宿泊施設の確保を図る。</u> (2) 指定避難所の運営 指定避難所の運営は、自治会、自主防災組織が主体となり、NPO・ボランティア等、施設管理者及び派遣された市職員が協力する。避難所運営委員会を組織し、選出した避難所運営委員長を中心に行う。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> (3) 略 (4)管理運営上の留意事項 ア～エ 略 オ プライバシー保護 避難所運営委員長は、<u>避難所開設当初からパーティションを設置するように努め</u>、長期化する避難所生活に伴い、要配慮者の態様、男女のニーズの違いなどから、必要に応じたプライバシーの確保を行う。 カ 略 キ 家庭動物の取扱い (ア)必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 ク 略 ケ 在宅避難者等への対応	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
応急— 52. 53. 54	やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健死等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるように努める。 コ <u>(新設)</u>	(ア)やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるように努める。 <u>(イ)在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補填等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても影響するものとする。</u> コ <u>車中泊避難者への対応</u> <u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても、提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>	
応急—57	(第11節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第1～第2 略 第3 被災者等への的確な情報伝達 1～6 略 7 <u>(新設)</u> 8 <u>(新設)</u>	(第11節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第1～第2 略 第3 被災者等への的確な情報伝達 1～6 略 7 <u>市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるよう努める。</u> 8 <u>市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みを整備の推進その他必要な施策を講ずるよう努める。</u>	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
応急—58. 59	(第12節) 基本方針 略 主な活動 1～3 略 4 <u>陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターを要請し、空中輸送を行う。</u> 活動の内容 1 略 2 救助・救出対策 (1)～(6) 略 (7) (新設) 3 通信手段の確保 市職員の派遣、災害バイク隊、防災行政無線 (略) (2) (新設) 4 食料品等の生活必需物資の搬送 迂回路等による輸送を確保し、<u>陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県にヘリコプターの要請を行う。</u>	(第12節) 基本方針 略 主な活動 1～3 略 4 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターを要請し、空中輸送を行う。</u> 活動の内容 1 略 2 救助・救出対策 (1)～(6) 略 <u>(7) 社会福祉課は「避難行動要支援者名簿」により、孤立地域内の要配慮者を確認し、医療・福祉・介護の対応を実施する。</u> 3 通信手段の確保 <u>(1)市職員の派遣、災害バイク隊、防災行政無線 (略)</u> <u>(2) 平時から情報通信、発信媒体を整備するほか、関係団体等と実証実験を実施し、将来的な体制整備を検討する。</u> 4 食料品等の生活必需品物資の搬送 迂回路等による輸送を確保し、<u>ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県にヘリコプターの要請を行う。</u>	県地域防災計画にあわせて修正
応急—62	(第13節) 基本方針 略 活動の内容 1 略 2 食料品の供給 (1)～(3) 略 (4) 炊き出しの実施 ア 炊き出し場所 (ア)～(イ) 略 (ウ) (新設) (エ) (新設)	(第13節) 基本方針 略 活動の内容 1 略 2 食料品の供給 (1)～(3) 略 (4) 炊き出しの実施 ア 炊き出し場所 (ア)～(イ) 略 <u>(ウ) 炊き出しに必要な、衛生用品、冷蔵庫等準備する。</u> <u>(エ) 食中毒予防や栄養バランスの考慮等管理栄養士等の配置をする。</u>	市独自で修正

ページ	旧	新	摘 要																																																																																												
応急-64	(第14節) 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ過器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行う。市独自で水の確保が困難な場合は、<u>市水道事業協同組合</u>及び市町村から応急給水により調達する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、指定緊急避難場所及び指定避難所、病院等を中心に行い、被災の規模により市のみで給水活動が困難となる場合には、<u>県市町村災害時相互応援協定</u>及び<u>県水道協議会水道施設災害相互応援要綱</u>により他市町村から応援給水を受ける。	(第14節) 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ過器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行う。市独自で水の確保が困難な場合は、<u>水道事業者や民間企業</u>及び市町村から応急給水により調達する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、指定緊急避難場所及び指定避難所、病院等を中心に行い、被災の規模により<u>市水道事業協同組合</u>や市のみで給水活動が困難となる場合には、<u>県市町村災害時相互応援協定</u>及び<u>県水道協議会水道施設災害相互応援要綱</u>により他市町村から応援給水を受ける。	市独自で修正																																																																																												
応急-65	(第14節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 略 2 飲料水の輸送 (1)飲料水を輸送する給水車等は次による。 <table><tr><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="2">給水車</th><th colspan="2">給水タンク</th><th colspan="2">ポリ容器</th></tr><tr><th>容量</th><th>保有数</th><th>容量</th><th>保有数</th><th>容量</th><th>保有数</th></tr><tr><td rowspan="5">伊那地区</td><td rowspan="5">2,000 ℓ</td><td rowspan="5">20台</td><td rowspan="5">1,000 ℓ</td><td rowspan="5">10基</td><td>500ℓ</td><td>7個</td></tr><tr><td>20ℓ</td><td>150個</td></tr><tr><td>10ℓ</td><td>1,900個</td></tr><tr><td>ポリ容器 3ℓ</td><td>3,000枚</td></tr><tr><td>ポリ袋 6ℓ</td><td>7,000枚</td></tr><tr><td rowspan="3">高遠地区</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">2,000 ℓ</td><td rowspan="3">10基</td><td>500ℓ</td><td>3個</td></tr><tr><td>10ℓ</td><td>600個</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">長谷地区</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>500ℓ</td><td>2個</td></tr><tr><td>20ℓ</td><td>10個</td></tr><tr><td>10ℓ</td><td>300個</td></tr></table>	所在地	給水車		給水タンク		ポリ容器		容量	保有数	容量	保有数	容量	保有数	伊那地区	2,000 ℓ	20台	1,000 ℓ	10基	500ℓ	7個	20ℓ	150個	10ℓ	1,900個	ポリ容器 3ℓ	3,000枚	ポリ袋 6ℓ	7,000枚	高遠地区		2,000 ℓ	10基	500ℓ	3個	10ℓ	600個			長谷地区				500ℓ	2個	20ℓ	10個	10ℓ	300個	(第14節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 略 2 飲料水の輸送 (1)飲料水を輸送する給水車等は次による。 <table><tr><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="2">給水車</th><th colspan="2">給水タンク</th><th colspan="2">ポリ容器</th></tr><tr><th>容量</th><th>保有数</th><th>容量</th><th>保有数</th><th>容量</th><th>保有数</th></tr><tr><td rowspan="4">伊那地区</td><td rowspan="4">2,000 ℓ</td><td rowspan="4">20台</td><td rowspan="4">1,000 ℓ</td><td rowspan="4">10基</td><td>500ℓ</td><td>7個</td></tr><tr><td>20ℓ</td><td>150個</td></tr><tr><td>10ℓ</td><td>1,900個</td></tr><tr><td>ポリ袋 6ℓ</td><td>7,000枚</td></tr><tr><td rowspan="2">高遠地区</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">2,000 ℓ</td><td rowspan="2">10基</td><td>500ℓ</td><td>3個</td></tr><tr><td>10ℓ</td><td>600個</td></tr><tr><td rowspan="3">長谷地区</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>500ℓ</td><td>2個</td></tr><tr><td>20ℓ</td><td>10個</td></tr><tr><td>10ℓ</td><td>300個</td></tr></table>	所在地	給水車		給水タンク		ポリ容器		容量	保有数	容量	保有数	容量	保有数	伊那地区	2,000 ℓ	20台	1,000 ℓ	10基	500ℓ	7個	20ℓ	150個	10ℓ	1,900個	ポリ袋 6ℓ	7,000枚	高遠地区		2,000 ℓ	10基	500ℓ	3個	10ℓ	600個	長谷地区				500ℓ	2個	20ℓ	10個	10ℓ	300個	現状に合わせて修正
所在地	給水車		給水タンク		ポリ容器																																																																																										
	容量	保有数	容量	保有数	容量	保有数																																																																																									
伊那地区	2,000 ℓ	20台	1,000 ℓ	10基	500ℓ	7個																																																																																									
					20ℓ	150個																																																																																									
					10ℓ	1,900個																																																																																									
					ポリ容器 3ℓ	3,000枚																																																																																									
					ポリ袋 6ℓ	7,000枚																																																																																									
高遠地区		2,000 ℓ	10基	500ℓ	3個																																																																																										
				10ℓ	600個																																																																																										
長谷地区				500ℓ	2個																																																																																										
				20ℓ	10個																																																																																										
				10ℓ	300個																																																																																										
所在地	給水車		給水タンク		ポリ容器																																																																																										
	容量	保有数	容量	保有数	容量	保有数																																																																																									
伊那地区	2,000 ℓ	20台	1,000 ℓ	10基	500ℓ	7個																																																																																									
					20ℓ	150個																																																																																									
					10ℓ	1,900個																																																																																									
					ポリ袋 6ℓ	7,000枚																																																																																									
高遠地区		2,000 ℓ	10基	500ℓ	3個																																																																																										
				10ℓ	600個																																																																																										
長谷地区				500ℓ	2個																																																																																										
				20ℓ	10個																																																																																										
				10ℓ	300個																																																																																										

ページ	旧	新	摘 要
応急ー66	(第15節) 基本方針 災害発生後、住民の避難所等での生活必需品については、基本的に市の備蓄分と応援協定締結機関から調達し供給する。(中略) なお、被災地で求められる物資は時間の経過と共に変化するを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情に考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女にニーズの違いに配慮する。 主な活動 略 活動の内容 1 生活必需品の調達 (1)～(3) 略 (4) <u>(新設)</u>	(第15節) 基本方針 災害発生後、住民の避難所等での生活必需品については、基本的に市の備蓄分と応援協定締結機関から調達し供給する。(中略) なお、被災地で求められる物資は時間の経過と共に変化するを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また避難所における感染症拡大防止に必要な物資、<u>家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情に考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女にニーズの違いに配慮する。 主な活動 略 活動の内容 1 生活必需品の調達 (1)～(3) 略 (4) <u>基本8品目(食料、飲料水、粉ミルク、子ども用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットパー、生理用品、毛布)については、プッシュ型支援で対応する。</u>	防災基本計画にあわせて修正 県地域防災計画にあわせて修正
応急-68	(第16節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第1 感染予防対策 1 感染症予防のための体制 (1)～(5) 略 (6)被災地において新型コロナウイルス等の感染症について患者又は無症状病原体保有者が確認された場合は、まん延防止のため、(略) <u>また感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるとともに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</u>	(第16節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第1 感染予防対策 1 感染症予防のための体制 (1)～(5) 略 (6)被災地において感染症<u>の発生、拡大がみられる</u>場合は、まん延防止のため、(略) <u>(削除)</u>	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
応急-71	(第16節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第1 略 第2 保健衛生活動 1 健康相談等 (1)～(2) 略 (3) <u>(新設)</u>	(第16節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 第1 略 第2 保健衛生活動 1 健康相談等 (1)～(2) 略 (3) <u>生活環境の維持</u> <u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に</u> <u>応じ、災害感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅</u> <u>速に要請するものとする。</u>	県地域防災計画に あわせて修正
応急-73	(第17節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 略 2 遺体の取扱い (1)～(8) 略 (9) <u>(新設)</u>	(第17節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 略 2 遺体の取扱い (1)～(8) 略 (9) <u>安否不明者及び死者の氏名等の公表について、別途事</u> <u>務手順を定め、県と連携して対応する。</u>	県地域防災計画に あわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
応急ー75	(第18節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 略 2 し尿処理 (1)仮設トイレの設置 ア～ウ 略 エ 指定避難所に指定されている施設の衛生環境を保つため、災害マンホールトイレ等の仮設トイレを設置する。 (2)～(5) 略 (6) <u>(新設)</u>	(第18節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 略 2 し尿処理 (1)仮設トイレの設置 ア～ウ 略 エ 指定避難所に指定されている施設の衛生環境を保つため、災害マンホールトイレ等の仮設トイレを<u>早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> (2)～(5) 略 (6) <u>携帯トイレの活用</u> <u>便器が使用できる場合、または簡易トイレを導入し、携帯トイレを活用する。可燃ごみの収集体制が整うまでは、保管場所を確保する。</u>	防災基本計画にあわせて修正
応急-85. 86	(第22節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 情報の収集連絡、被害規模の把握 (1) 略 <u>(2)情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。</u>	(第22節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 情報の収集連絡、被害規模の把握 (1) 略 <u>(2) (削除)</u>	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
応急―91、92	(第25節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (1) 略 (2) 中部地方整備局は、緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する<u>情報を市長</u>に通知する。 (3) 略 (4) 県は、緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及びおそれがある土地の区域及び時期に関する<u>情報</u>を関係自治体の長に通知する。 (5) 市は、<u>警戒避難情報</u>を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。 2～6 略 7 住民が実施する事項 気象・土砂災害・避難に関する情報に注意し、避難指示等が発令された場合は、迅速に従う。	(第25節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (1) 略 (2) 中部地方整備局は、緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する<u>土砂災害緊急情報を関係自治体の長</u>に通知する。 (3) 略 (4) 県は、緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及びおそれがある土地の区域及び時期に関する<u>土砂災害緊急情報</u>を関係自治体の長に通知する。 (5) 市は、<u>土砂災害緊急情報</u>を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。 2～6 略 7 住民が実施する事項 気象・土砂災害・避難に関する<u>土砂災害緊急情報</u>に注意し、避難指示等が発令された場合は、迅速に従う。	県地域防災計画にあわせて修正
応急-111	(第32節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 市の対応 (1)～(3) <u>(4) (新設)</u>	(第32節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 市の対応 (1)～(3) <u>(4) 飼い主等から飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。</u>	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
応急ー112	(第33節) 基本方針 略 主な活動 1 被災地のボランティアニーズの把握を行い、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体を把握し、連携の撮れた支援活動を展開する。 活動の内容 1 受け入れ体制の確保 (1)～(2) 略 (3) <u>(新設)</u> 2 被災地のニーズの把握 (1)～(2) 略 (3) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNP0・NGO等のボランティア団体、NP0、中間支援組織(NP0・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。	(第33節) 基本方針 略 主な活動 1 被災地のボランティアニーズの把握を行い、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体を関係機関と積極的に共有し、連携の撮れた支援活動を展開する。 活動の内容 1 受け入れ体制の確保 (1)～(2) 略 (3) <u>社会福祉課と福祉相談課は、外部支援者等との情報共有会議を早期に設置し、定期的な情報交換の機会を作る。</u> 2 被災地のニーズの把握 (1)～(2) 略 (3) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNP0・NGO等のボランティア団体、災害中間支援組織(NP0・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティア活動の状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係機関と積極的に共有する。(略)	県地域防災計画にあわせて修正
応急ー119	(第37節) 基本方針 略 主な活動 1 略 2 迅速な除雪活動 3 <u>(新設)</u>	(第37節) 基本方針 略 主な活動 1 略 2 迅速な除雪活動及び倒木処理、交通の確保 3 孤立集落発生時の対応(安否確認、生活支援、健康管理)	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要
復旧― 1	(第 1 節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 略 2 支援体制 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。	(第 1 節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 略 2 支援体制 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。<u>特に、他の市町村等に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧、復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</u>	防災基本計画にあわせて修正
復旧-2	(第 2 節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 被災施設等の復旧等（関係各課） (1)～(6) 略 <u>(7)他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。</u>	(第 2 節) 基本方針 略 主な活動 略 活動の内容 1 被災施設等の復旧等（関係各課） (1)～(6) 略 <u>(7)道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	県地域防災計画にあわせて修正
復旧― 9	(第 5 節) 基本方針 略 主な活動 略 1～11 略 12 被災者等の生活再建等の支援のために相談窓口の設置及び広報を行う。 13 災害復旧用木材の供給の支援を行う。	(第 5 節) 基本方針 略 主な活動 略 1～11 略 <u>12 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u> <u>13</u> 被災者等の生活再建等の支援のために相談窓口の設置及び広報を行う。 <u>14</u> 災害復旧用木材の供給の支援を行う。	県地域防災計画にあわせて修正

ページ	旧	新	摘 要																								
南海— 3	(第 2 節) 第 1 県の体制 略 第 2 市の体制 <table><tr><th>情報名[△]</th><th>活動体制[△]</th><th>業[□]務[□]内[□]容[△]</th></tr><tr><td>南海トラフ地震[△] 臨時情報（調査中）[△]</td><td>警戒・[△] 対策本部[△]</td><td>○警戒・対策本部の設置[△] ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達[△] ○住民等に密接に係る事項の広報[△]</td></tr><tr><td>南海トラフ地震[△] 臨時情報（巨大[△] 地震注意）等（※₁）[△]</td><td>警戒・[△] 対策本部[△]</td><td>○警戒・対策本部の設置[△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達[△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報[△]</td></tr><tr><td>南海トラフ地震[△] 臨時情報（巨大[△] 地震警戒）等（※₂）[△]</td><td>警戒・[△] 対策本部[△]</td><td>○災対本部の設置○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の 収集及び伝達[△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報[△] ○後発地震に対して警戒する措置の実施[△]</td></tr></table>	情報名 [△]	活動体制 [△]	業 [□] 務 [□] 内 [□] 容 [△]	南海トラフ地震 [△] 臨時情報（調査中） [△]	警戒・ [△] 対策本部 [△]	○警戒・対策本部の設置 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 [△] ○住民等に密接に係る事項の広報 [△]	南海トラフ地震 [△] 臨時情報（巨大 [△] 地震注意）等（※ ₁ ） [△]	警戒・ [△] 対策本部 [△]	○警戒・対策本部の設置 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報 [△]	南海トラフ地震 [△] 臨時情報（巨大 [△] 地震警戒）等（※ ₂ ） [△]	警戒・ [△] 対策本部 [△]	○災対本部の設置○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の 収集及び伝達 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 [△] ○後発地震に対して警戒する措置の実施 [△]	(第 2 節) 第 1 県の体制 略 第 2 市の体制 <table><tr><th>情報名[△]</th><th>活動体制[△]</th><th>業[□]務[□]内[□]容[△]</th></tr><tr><td>南海トラフ地震[△] 臨時情報（調査中）[△]</td><td>警戒・[△] 対策本部[△]</td><td>○警戒・対策本部の設置[△] ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達[△] ○住民等に密接に係る事項の広報[△]</td></tr><tr><td>南海トラフ地震[△] 臨時情報（巨大[△] 地震注意）等（※₁）[△]</td><td>第 1 配備[△] 対策本部[△]</td><td>○警戒・対策本部の設置[△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達[△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報[△]</td></tr><tr><td>南海トラフ地震[△] 臨時情報（巨大[△] 地震警戒）等（※₂）[△]</td><td>第 2 配備[△] 警戒本部[△]</td><td>○災対本部の設置○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の 収集及び伝達[△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報[△] ○後発地震に対して警戒する措置の実施[△]</td></tr></table>	情報名 [△]	活動体制 [△]	業 [□] 務 [□] 内 [□] 容 [△]	南海トラフ地震 [△] 臨時情報（調査中） [△]	警戒・ [△] 対策本部 [△]	○警戒・対策本部の設置 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 [△] ○住民等に密接に係る事項の広報 [△]	南海トラフ地震 [△] 臨時情報（巨大 [△] 地震注意）等（※ ₁ ） [△]	第 1 配備[△] 対策本部[△]	○警戒・対策本部の設置 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報 [△]	南海トラフ地震 [△] 臨時情報（巨大 [△] 地震警戒）等（※ ₂ ） [△]	第 2 配備[△] 警戒本部[△]	○災対本部の設置○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の 収集及び伝達 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 [△] ○後発地震に対して警戒する措置の実施 [△]	現状にあわせて修正
情報名 [△]	活動体制 [△]	業 [□] 務 [□] 内 [□] 容 [△]																									
南海トラフ地震 [△] 臨時情報（調査中） [△]	警戒・ [△] 対策本部 [△]	○警戒・対策本部の設置 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 [△] ○住民等に密接に係る事項の広報 [△]																									
南海トラフ地震 [△] 臨時情報（巨大 [△] 地震注意）等（※ ₁ ） [△]	警戒・ [△] 対策本部 [△]	○警戒・対策本部の設置 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報 [△]																									
南海トラフ地震 [△] 臨時情報（巨大 [△] 地震警戒）等（※ ₂ ） [△]	警戒・ [△] 対策本部 [△]	○災対本部の設置○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の 収集及び伝達 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 [△] ○後発地震に対して警戒する措置の実施 [△]																									
情報名 [△]	活動体制 [△]	業 [□] 務 [□] 内 [□] 容 [△]																									
南海トラフ地震 [△] 臨時情報（調査中） [△]	警戒・ [△] 対策本部 [△]	○警戒・対策本部の設置 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 [△] ○住民等に密接に係る事項の広報 [△]																									
南海トラフ地震 [△] 臨時情報（巨大 [△] 地震注意）等（※ ₁ ） [△]	第 1 配備[△] 対策本部[△]	○警戒・対策本部の設置 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報 [△]																									
南海トラフ地震 [△] 臨時情報（巨大 [△] 地震警戒）等（※ ₂ ） [△]	第 2 配備[△] 警戒本部[△]	○災対本部の設置○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の 収集及び伝達 [△] ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 [△] ○後発地震に対して警戒する措置の実施 [△]																									
南海— 6	(第 3 節) 第 1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達 1 勤務時間内における伝達系統及び要領 (1)～(5) 略 (6) 住民への情報伝達は、防災行政無線、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、地域安心安全メール等を使用して行う。	(第 3 節) 第 1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達 1 勤務時間内における伝達系統及び要領 (1)～(5) 略 (6) 住民への情報伝達は、防災行政無線、いなあいネット、伊那ケーブルテレビジョン、<u>伊那市防災アプリ</u>、地域安心安全メール等を使用して行う。	県地域防災計画にあわせて修正																								

ページ	旧	新	摘 要
南海―13	(第6節) 基本方針 略 活動の内容 第1 地域住民等の避難行動等 1～2 略 3 <u>(新設)</u> 第2 避難先の確保 1 略 2 避難所候補リストの作成 (1)～(3) 略 (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。 ア～エ 略 オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>か否か	(第6節) 基本方針 略 活動の内容 第1 地域住民等の避難行動等 1～2 略 <u>3 帰宅困難者</u> <u>一定数の帰宅困難者の発生が想定されるため、状況により避難所の開設を行う。</u> 第2 避難先の確保 1 略 2 避難所候補リストの作成 (1)～(3) 略 (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。 ア～エ 略 オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か	国土交通省通知 あわせて修正